

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

- 障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



○補助内容

○ 社会福祉法人等が障害福祉サービス等を開始するために施設等を整備する場合、老朽化した施設や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等（※1）を行う場合に、その施設整備費等について、補助する。

- ※1 対象事業：①施設の一部改修、②附帯設備の改造、③冷暖房設備の設置等、④施設の模様替、⑤環境上の条件等により必要となった施設の一部改修、⑥消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修、⑦介護用リフト等特殊附帯工事、⑧土砂災害等に備えた施設の一部改修等、⑨生産設備近代化整備 等

※2 設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

参考:対象施設

※ 公立施設については、平成18年度に一般財源化したため補助対象外。

<障害者総合支援法上のサービス>

- 日中活動系： ・短期入所（ショートステイ） ・療養介護 ・生活介護
- 居住支援系： ・自立生活援助 ・共同生活援助（グループホーム）
- 訓練系・就労系： ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援
- 施設系： ・施設入所支援 ・就労継続支援（A型＝雇用型） ・就労継続支援（B型＝非雇用型） ・就労定着支援
- 相談系： ・相談支援事業所

<児童福祉法上のサービス>

- 障害児通所支援： ・児童発達支援センター ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援
- 障害児入所支援： ・保育所等訪問支援
- 障害児入所支援： ・障害児入所施設

<その他>

- 保護施設： ・救護施設 ・更生施設 ・授産施設 ・宿所提供施設
- 身体障害者社会参加支援施設： ・補装具製作施設 ・盲導犬訓練施設 ・視聴覚障害者情報提供施設
- その他： ・社会事業授産施設 ・福祉ホーム ・応急仮設施設
- その他： ・日中生活支援住居施設 ・無料低額宿泊所